平成２８年（フ）第１２１２号
京都市下京区高辻通新町西入堀之内町272番地７日宝京都３号館３階２号
破産者　株式会社サルーン
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
京都市南区吉祥院流作町31番地
破産者　株式会社サンエイ
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
福岡県直方市大字下境字渡2585番地の１
破産者　有限会社峰屋食品
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２３１号
大分市生石港町２丁目６番11号
破産者　株式会社三栄ホーム
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４号
茨城県水戸市鯉渕町1707番地140
破産者　有限会社ナカノ綜工
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
千葉県八街市朝日463番地２
破産者　伊藤　克子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２５号
千葉県四街道市鹿渡933番地202
破産者　有限会社青木文雄商店
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２６号
千葉県四街道市四街道1521番地
破産者　青木　　榮
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３０号
千葉県富里市御料884番地３（コーポサンファミリー205号）
破産者　髙橋満里子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県成田市本城144番地６（旭ルーミー成田39号館101）
破産者　松田　義浩
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５２号
千葉県成田市本城144番地６（旭ルーミー成田39号館101）
破産者　松田　美佐（旧姓原武）
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０号
神奈川県平塚市錦町３番４－1001号アイディーコート平塚
破産者　アイラアイエス合同会社
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３６号
神奈川県厚木市山際893番地10
破産者　株式会社谷田部興業
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３号
静岡県藤枝市上藪田11番地
破産者　有限会社藤誠
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
静岡市葵区沓谷５丁目５番地７
破産者　有限会社ザ太陽コピー
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８１号
名古屋市名東区藤が丘１番地の２
破産者　有限会社エムアンドケイ
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３５号
広島市西区庚午北２丁目13番33－205号（開始決定時の住所）広島市中区鶴見町13－12－703　海村方、開始決定時の住民票上の住所広島市安佐北区落合２丁目15番26－201号ドミール2000
破産者　加藤　裕二
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８２号
大分市大字奥田12番地の２キャッスルトータス１Ｆ
破産者　有限会社九栄
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０４号
大分県由布市湯布院町塚原609番地12
破産者　株式会社協輪舎
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
北海道登別市登別東町１丁目12番地15
破産者　有限会社白田電気商会
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
北海道旭川市東旭川町豊田256番地の２
破産者　株式会社ナルセ企画
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部